

## 青梅市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 6 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえた規定の見直しおよび青梅市情報公開条例の全部改正に合わせた規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市個人情報保護条例の一部を改正する条例

青梅市個人情報保護条例（平成 9 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 22 条」を「第 25 条」に、「第 23 条・第 24 条」を「第 26 条—第 28 条」に、「第 25 条—第 26 条」を「第 29 条—第 33 条」に、「第 27 条—第 33 条」を「第 34 条—第 40 条」に改める。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 個人情報 個人に関する情報で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルムもしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下

同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第5号を第7号とし、同条第4号中「国および地方公共団体」を「国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体および地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))」に、「または」を「(以下「法人等」という。)および」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「、磁気テープおよび磁気ディスク」を「および電磁的記録」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に、次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、市規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第2項を次のように改める。

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令ま

たは条例（以下「法令等」という。）の定めがある場合、または取扱目的を達成するために必要な場合であって、青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会（青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成9年条例第31号）第1条に規定する青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会をいう。以下「審議会」という。）の意見を聴いて、適正な行政執行を行うために必要であると認めるときは、この限りでない。

第6条第3項第4号中「身体」を「健康、生活」に改める。

第8条第1項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第9条中「するとき」を「するとき、」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

実施機関は、保有個人情報に関し次に掲げる取扱いをしてはならない。

- (1) 収集の取扱目的の範囲を超えた保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）
- (2) 実施機関以外のものへの保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）

第11条第2項第4号中「身体」を「健康、生活」に改める。

第14条の見出しを「（保有個人情報の開示義務）」に改め、同条第1項を次のように改める。

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求にかかる保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところまたは実施機関が法律もしくはこれにもとづく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者（前条第2項の規定により未成年者または成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号、次条第2項および第23条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを

含む。) もしくは個人識別符号が含まれるものまたは開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等の役員および職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行にかかる情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容にかかる部分

(3) 法人等に関する情報または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、健康、生活または財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(5) 市の機関および国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、

率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関または国等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収にかかる事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟にかかる事務に関し、市または国等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談等にかかる事務に関し、当該事務もしくは同種の事務の目的が達成できなくなり、またはこれらの事務の公正もしくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

エ 調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理にかかる事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業または地方独立行政法人にかかる事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 未成年者または成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者または当該成年被後見人の利益に反すると認められるとき。

第15条を次のように改める。

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求にかかる保有個人情報に、非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該

部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求にかかる保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等および個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第33条を第40条とし、第29条から第32条までを7条ずつ繰り下げる。

第28条中「（平成9年条例第29号）」を「（平成30年条例第 号）」に改め、同条を第35条とする。

第27条を第34条とする。

第26条中「第25条」を「第29条」に、「第25条の2」を「第30条」に改め、同条を第33条とする。

第25条の4を第32条とする。

第25条の3中「、磁気テープまたは磁気ディスク」を「または電磁的記録」に改め、同条を第31条とする。

第25条の2を第30条とし、第25条を第29条とし、同条の前に次の1条を加える。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第28条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁決

(2) 審査請求にかかる開示決定等（開示請求にかかる保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求にかかる保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第24条第1項中「第20条」を「第22条」に、「開示等の請求」を「開示等請求」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「青梅市情報公

開・個人情報保護審査会」の次に「（青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年条例第32号）第1条に規定する青梅市情報公開・個人情報保護審査会をいう。）」を加え、同項第2号中「審査請求の全部」を「、審査請求の全部」に改め、「こととする場合」の次に「（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）」を加え、同項に次の3号を加える。

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求にかかる保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求にかかる保有個人情報の削除をすることとする場合
- (5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求にかかる保有個人情報の目的外利用等の中止をすることとする場合

第24条第5項中「審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の3号を加え、同条を第27条とする。

- (1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項および次条第2号において同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人または参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求にかかる保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

第23条を第26条とし、同条の前に次の1条を加える。

（開示手数料等）

第25条 実施機関が保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより、開示手数料を徴収する。

2 保有個人情報の写しの交付を行う場合における当該写しの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 市長または病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、または免除することができる。

第22条を削る。

第21条第1項中「前条第2項の規定による通知書」を「第22条第2項に規定する書面」に改め、同条第4項中「前条第1項」を「第22条第

1 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 実施機関が保有個人情報の開示をするため、第 22 条第 2 項に規定する書面により開示する日時および場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日から 14 日以上の間を置いた開示をする日時および場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなす。この場合において、開示請求者が保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めているときには、次条の規定により開示手数料を徴収する。

第 21 条を第 24 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(第三者保護に関する手続)

第 23 条 開示請求にかかる保有個人情報に市および開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示請求に対する決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求にかかる第三者の情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示請求にかかる保有個人情報の全部を開示する旨または部分開示の決定(以下この条および第 28 条において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求にかかる当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 14 条第 1 項第 2 号イまたは第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 16 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書



を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後ただちに、当該意見書（第27条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨およびその理由ならびに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第20条の見出し中「開示請求等」を「開示等請求」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第20条第2項中「不存在である場合」の次に「および第17条の規定により開示請求を拒否する場合」を加え、「保有個人情報の不存在の場合には、調査の経緯および不存在であるとの判断に至った過程を理由の中で明らかにしなければならない。」を削り、同条第5項を削り、同条第4項中「不開示」を「非開示」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第22条とする。

3 前項の規定による理由の付記は、開示しないこととする根拠規定および当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。この場合において、保有個人情報の不存在の場合には、調査の経緯および不存在であるとの判断に至った過程を付記しなければならない。

第19条第1項各号列記以外の部分中「第16条」を「第18条」に、「第17条」を「第19条」に改め、「中止請求」の次に「（以下「開示等請求」という。）」を加え、同条第3項中「書類等」を「書類等を」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第21条とする。

4 実施機関は、第1項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とする。

第16条第1項中「第20条」を「第22条」に改め、「（以下「開示

決定」という。)」を削り、同条を第18条とする。

第15条の次に次の2条を加える。

(裁量的開示)

第16条 実施機関は、開示請求にかかる保有個人情報に非開示情報(第14条第1項第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求にかかる保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

付則の次に次の別表を加える。

別表(第25条関係)

保有個人情報の記録の種類	開示手数料の金額
文書または図画	写し(白黒)1枚につき 10円
	写し(カラー)1枚につき 20円
電磁的記録	印刷物として出力したもの(白黒)1枚につき 10円
	印刷物として出力したもの(カラー)1枚につき 20円

備考 両面に複写され、または出力された用紙については、片面を1枚として開示手数料の額を算定する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の青梅市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第19条の規定により、現にされている保有個人情報の開示等請求は、この条例第21条の規定による保有個人情報の開示等請求とみなす。

3 この条例の施行の際、現にされている旧条例第24条に規定する行政不服審査法の規定による審査請求は、この条例第27条に規定する同法

の規定による審査請求とみなす。

- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

(費用負担)

- 5 平成31年3月31日までに行われた開示請求にかかる費用負担については、旧条例第22条の規定を適用する。

青梅市個人情報保護条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の改正を踏まえた規定の見直しおよび青梅市情報公開条例（平成9年条例第29号）の全部改正に合わせた規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人情報の定義の見直し等（第2条関係）

ア 「個人情報」の定義を次のように改める。

個人に関する情報で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

イ 「個人識別符号」の定義を次のように定める。

次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、市規則で定めるものをいう。

(ア) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(イ) 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

ウ 「要配慮個人情報」の定義を次のように定める。

本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報という。

(2) 収集の制限に関する規定の整備（第6条関係）

要配慮個人情報の定義を定めることに伴い、個人情報の収集制限の規定を見直す。

(3) 保有個人情報の開示義務の明確化（第14条関係）

実施機関は、開示請求があったときは、非開示情報を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないこととする。

(4) 非開示情報の見直し（第14条関係）

非開示情報の範囲について、青梅市情報公開条例の改正に合わせ、次に掲げる情報に区分して見直しを行う。

ア 法令秘情報

イ 開示請求者以外の個人に関する情報

ウ 法人等情報

エ 公共の安全に関する情報

オ 審議検討協議情報

カ 行政運営情報

キ 法定代理人との利益相反情報

(5) 裁量的開示に関する規定の追加（第16条関係）

個人の権利利益を保護するため特に必要があれば、非開示情報が記録されていても保有個人情報を開示することができることとする。

(6) 存否応答拒否に関する規定の追加（第17条関係）

開示請求にかかる保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できることとする。

(7) 請求書の補正に関する規定の追加（第21条関係）

開示等にかかる請求書に形式上の不備があると認めるときは、相当の期間を定めてその補正を求めることができることとする。

(8) 開示等請求に対する決定の特例等の追加（第22条関係）

開示等請求に対する決定に関して、次の規定を設ける。

ア 請求書の補正に要した日数は、開示等の決定期間に算入しないこととする。

イ 非開示の際の理由付記について、適用規定および適用根拠の具体的な記載を義務付ける。

(9) 第三者保護に関する手続の整備（第23条関係）

開示請求の対象となる保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合には、当該第三者に意見書を提出する機会を与えるなど、第三者保護に関する手続を整備する。

(10) 開示に応じない場合のみなし開示の規定の追加（第24条関係）

請求者が正当な理由なく保有個人情報の開示に応じないときは、当該保有個人情報を開示したものとみなすとともに、写しの交付を求めていたときは、開示手数料を徴収することとする。

(11) 開示手数料（第25条関係、別表関係）

保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行う場合の開示手数料を、次のように定める。

ア 文書・図画 写し1枚につき白黒10円、カラー20円

イ 電磁的記録 出力したもの1枚につき白黒10円、カラー20円

(12) 第三者からの審査請求を棄却する場合等の手続等（第28条関係）

第三者からの審査請求を却下または棄却する場合は、審査請求に対する裁決の日と保有個人情報の開示の日との間に最低2週間は置かなければならないこととする。

(13) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の際、現にされている開示等請求、審査請求その他改正前の条例の規定による処分、手続その他の行為および費用負担に関し、必要な経過措置を置く。

青梅市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号）

改正後	現行	備考
<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 自己を本人とする保有個人情報に関する権利(第13条—<u>第25条</u>) 第6章 救済の手續(第26条—<u>第28条</u>) 第7章 罰則(第29条—<u>第33条</u>) 第8章 雑則(第34条—<u>第40条</u>) 付則</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) <u>個人情報</u> <u>個人に関する情報で、次のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真、フィルムもしくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u> <u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u> (3) <u>個人識別符号</u> <u>次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、市規則で定めるものをいう。</u> <u>ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために</u></p>	<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 自己を本人とする保有個人情報に関する権利(第13条—<u>第22条</u>) 第6章 救済の手續(第23条・<u>第24条</u>) 第7章 罰則(第25条—<u>第26条</u>) 第8章 雑則(第27条—<u>第33条</u>) 付則</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) <u>個人情報</u> <u>個人に関する情報(個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報および法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)</u> <u>で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u> <u>をいう。</u></p>	

変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項および第3項に規定する一般職および特別職の職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、または取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録\_\_\_\_\_その他これらに類するものに記録されているものに限る。

(6) 事業者 法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体および地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）および事業を営む個人をいう。

(7) 略

（収集の制限）

第6条 略

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令または条例（以下「法令等」という。）の定めがある場合、または取扱目的を達成するために必要な場合であって、青梅市情報公開・個人情報保

(3) 保有個人情報 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項および第3項に規定する一般職および特別職の職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、または取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープおよび磁気ディスクその他これらに類するものに記録されているものに限る。

(4) 事業者 法人（国および地方公共団体

\_\_\_\_\_を除く。）  
その他の団体または\_\_\_\_\_事業を営む個人をいう。

(5) 略

（収集の制限）

第6条 略

2 実施機関は、次の各号に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令または条例（以下「法令等」という。）の定めがある場合、または取扱目的を達成するために必要な場合であって、第32条に定める青



護運営審議会（青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成9年条例第31号）第1条に規定する青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会をいう。以下「審議会」という。）の意見を聴いて、適正な行政執行を行うために必要であると認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 個人の生命、健康、生活または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5)～(7) 略

4 略

(適正かつ安全な管理)

第8条 実施機関は、保有個人情報の適正かつ安全な管理を行うため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を未然に防止すること。

2および3 略

(委託等に伴う措置)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするとき、または指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用および外部提供の制限)

第11条 実施機関は、保有個人情報に関し次に掲げる取扱いをしてはならない。

(1) 収集の取扱い目的の範囲を超えた保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）

(2) 実施機関以外のものへの保有個人情報の提供（以下「外部提供」

梅市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、適正な行政執行を行うために必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条および宗教に関するもの

(2) 社会的差別の原因となるまたはなり得る事実に関する所定のもの

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5)～(7) 略

4 略

(適正かつ安全な管理)

第8条 実施機関は、保有個人情報の適正かつ安全な管理を行うため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を未然に防止すること。

2および3 略

(委託等に伴う措置)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするとき、または指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用および外部提供の制限)

第11条 実施機関は、収集の取扱い目的の範囲を超えた保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）または実施機関以外のものへの保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

という。)

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用または外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1)～(3) 略

(4) 個人の生命、健康、生活または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 略

3および4 略

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求にかかる保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところまたは実施機関が法律もしくはこれにもとづく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者（前条第2項の規定により未成年者または成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号、次条第2項および第23条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）もしくは個人識別符号が含まれるものまたは開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用または外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1)～(3) 略

(4) 個人の生命、身体 または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 略

3および4 略

(開示しないことができる保有個人情報)

第14条 実施機関は、開示請求にかかる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。

(2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する保有個人情報であつて、開示しないことに正当な理由があるとき。

(3) 当該保有個人情報を開示することにより事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(4) 当該保有個人情報を開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

(5) 未成年者または成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが当該未成年者または当該成年被後見人の利益に反すると認められるとき。

律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等の役員および職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行にかかる情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容にかかる部分

(3) 法人等に関する情報または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、健康、生活または財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(5) 市の機関および国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関または国等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収にかかる事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟にかかる事務に関し、市または国等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談等にかかる事務に関し、当該事務もしくは同種の事務の目的が達成できなくなり、またはこれらの事務の公正もしくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

エ 調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理にかかる事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業または地方独立行政法人にかかる事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 未成年者または成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが当該未成年者または当該成年被後見人の利益に反すると認められるとき。

2 略

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求にかかる保有個人情報に、非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求にかかる保有個人情報に前条第1項第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等および個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第16条 実施機関は、開示請求にかかる保有個人情報に非開示情報(第14条第1項第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

2 略

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求にかかる保有個人情報に、前条第1項各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有個人情報とそれ以外の保有個人情報とがある場合において、開示しないことができる保有個人情報とそれ以外の保有個人情報を分離することができ、かつ、分離することにより開示請求の趣旨が損なわれないと認められるときは、開示しないことができる部分を除いて、保有個人情報を開示するものとする。

(保有個人情報の存否に関する情報)  
第17条 開示請求に対し、当該開示請求にかかる保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(保有個人情報の訂正を請求できる者)  
第18条 何人も、第22条第1項の規定による開示の決定\_\_\_\_\_を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 略

第19条および第20条 略

(開示等の請求手続)  
第21条 第13条の規定による開示請求、第18条の規定による訂正請求、第19条の規定による削除請求または前条の規定による中止請求（以下「開示等請求」という。）をしようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

3 訂正請求にかかる請求者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、または提示しなければならない。

4 実施機関は、第1項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示等請求に対する決定)  
第22条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書が到達したときは、到達した日の翌日から起算して開示請求の場合は14日以内に、訂正請求、削除請求および中止請求の場合は30日以内に、当該請求を認めるかどうか

(保有個人情報の訂正を請求できる者)  
第16条 何人も、第20条第1項の規定による開示の決定（以下「開示決定」という。）を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 略

第17条および第18条 略

(開示等の請求手続)  
第19条 第13条の規定による開示請求、第16条の規定による訂正請求、第17条の規定による削除請求または前条の規定による中止請求\_\_\_\_\_をしようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

3 訂正請求にかかる請求者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等提出し、または提示しなければならない。

(開示請求等に対する決定)  
第20条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書が到達したときは、到達した日の翌日から起算して開示請求の場合は14日以内に、訂正請求、削除請求および中止請求の場合は30日以内に、当該請求を認めるかどうか

かの決定をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する決定をしたときは、速やかに書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、開示請求にかかる保有個人情報の一部を除いて開示する旨（以下「部分開示」という。）の決定または開示請求を認めない決定（請求にかかる保有個人情報が不存在である場合および第17条の規定により開示請求を拒否する場合を含む。）をしたときは、その理由を付記しなければならない。

3 前項の規定による理由の付記は、開示しないこととする根拠規定および当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。この場合において、保有個人情報の不存在の場合には、調査の経緯および不存在であるとの判断に至った過程を付記しなければならない。

4 略

5 実施機関は、第1項の場合において、非開示または部分開示とする決定をした保有個人情報につき、期間の経過によりその全部または一部を開示することができる期日が明らかであるときは、その期日を第2項の規定による通知書に付記しなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第23条 開示請求にかかる保有個人情報に市および開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示請求に対する決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求にかかる第三者の情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示請求にかかる保有個人情報の全部を開示する旨または部分開示の決定（以下この条および第28条において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求にかかる当該第三者に

かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する決定をしたときは、速やかに書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、開示請求にかかる保有個人情報の一部を除いて開示する旨（以下「部分開示」という。）の決定または開示請求を認めない決定（請求にかかる保有個人情報が不存在である場合\_\_\_\_\_を含む。）をしたときは、その理由を付記しなければならない。保有個人情報の不存在の場合には、調査の経緯および不存在であるとの判断に至った過程を理由の中で明らかにしなければならない。

3 略

4 実施機関は、第1項の場合において、不開示または部分開示とする決定をした保有個人情報につき、期間の経過によりその全部または一部を開示することができる期日が明らかであるときは、その期日を第2項の規定による通知書に付記しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定により決定する場合において、当該決定にかかる保有個人情報に実施機関以外のものに関する情報が含まれているときには、必要に応じてこれらのものの意見を聴くことができる。

る情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第14条第1項第2号イまたは第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第16条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後ただちに、当該意見書（第27条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨およびその理由ならびに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示等の実施)

第24条 保有個人情報の開示は、実施機関が第22条第2項に規定する書面により指定する日時および場所において行う。この場合において、請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求にかかる保有個人情報の本人またはその法定代理人であることを証明するために必要な書類で市規則で定めるものを提出し、または提示しなければならない。

2および3 略

4 実施機関が保有個人情報の開示をするため、第22条第2項に規定する書面により開示する日時および場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上期間を置いた開示をする日時および場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなす。この場合において、開示請求者が保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、次条の規定により開示手数料を徴収する。

5 実施機関は、第22条第1項の規定により、訂正、削除または目的外利用等の中止をすることと決定したときは、遅滞なく当該保有個人情報を訂正し、削除し、または目的外利用等を中止しなければならない。この

(開示等の実施)

第21条 保有個人情報の開示は、実施機関が前条第2項の規定による通知書により指定する日時および場所において行う。この場合において、請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求にかかる保有個人情報の本人またはその法定代理人であることを証明するために必要な書類で市規則で定めるものを提出し、または提示しなければならない。

2および3 略

4 実施機関は、前条第1項の規定により、訂正、削除または目的外利用等の中止をすることと決定したときは、遅滞なく当該保有個人情報を訂正し、削除し、または目的外利用等を中止しなければならない。この

場合において、実施機関は、その旨を請求者および当該保有個人情報の目的外利用等をしているものに対し、通知しなければならない。

場合において、実施機関は、その旨を請求者および当該保有個人情報の目的外利用等をしているものに対し、通知しなければならない。

(費用負担)

第22条 この条例の規定にもとづく保有個人情報の開示、訂正、削除または目的外利用等の中止に要する費用は、無料とする。

2 前条第2項の規定により、保有個人情報の写しの交付を受ける請求者は、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示手数料等)

第25条 実施機関が保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより、開示手数料を徴収する。

2 保有個人情報の写しの交付を行う場合における当該写しの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 市長または病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、または免除することができる。

第26条 略

(審査請求)

第27条 第22条第1項に規定する決定に不服がある者または開示等請求にかかる不作為について不服がある請求者は、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定にもとづき、審査請求をすることができる。

2 略

3 実施機関は、第1項の規定による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく青梅市情報公開・個人情報保護審査会（青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年条例第32号）第1条に規定する青梅市情報公開・個人情報保護審査会をいう。）に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 略

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求にかかる保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第23条 略

(審査請求)

第24条 第20条第1項に規定する決定に不服がある者または開示等の請求にかかる不作為について不服がある請求者は、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定にもとづき、審査請求をすることができる。

2 略

3 実施機関は、第1項の規定による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく青梅市情報公開・個人情報保護審査会

に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 略

(2) 裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求にかかる保有個人情報の全部を開示することとする場合





第32条 略

(両罰規定)

第33条 第10条第1項に規定する受託事務を行い、または指定管理者として指定を受けた法人（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人または人の業務に関して第29条および第30条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑を科する。

第34条 略

(他の法令等との調整)

第35条 法令等に保有個人情報の開示、訂正、削除または目的外利用等の中止に関し規定されている場合には、その定めるところによる。ただし、保有個人情報にかかる本人からの開示請求については、この条例によるものとし、青梅市情報公開条例(平成30年条例第 号)は、適用しない。

2 略

第36条～第40条 略

別表(第25条関係)

保有個人情報の記録の種類	開示手数料の金額
文書または 図画	写し(白黒)1枚につき 10円
	写し(カラー)1枚につき 20円
電磁的記録	印刷物として出力したもの(白黒)1枚につき 10円
	印刷物として出力したもの(カラー)1枚につき 20円

備考 両面に複写され、または出力された用紙については、片面を1枚として開示手数料の額を算定する。

第25条の4 略

(両罰規定)

第26条 第10条第1項に規定する受託事務を行い、または指定管理者として指定を受けた法人（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人または人の業務に関して第25条および第25条の2の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑を科する。

第27条 略

(他の法令等との調整)

第28条 法令等に保有個人情報の開示、訂正、削除または目的外利用等の中止に関し規定されている場合には、その定めるところによる。ただし、保有個人情報にかかる本人からの開示請求については、この条例によるものとし、青梅市情報公開条例(平成9年条例第29号)は、適用しない。

2 略

第29条～第33条 略

<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際、この条例による改正前の青梅市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第19条の規定により、現にされている保有個人情報の開示等請求は、この条例第21条の規定による保有個人情報の開示等請求とみなす。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行の際、現にされている旧条例第24条に規定する行政不服審査法の規定による審査請求は、この条例第27条に規定する同法の規定による審査請求とみなす。</u></p> <p>4 <u>前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。</u> <u>(費用負担)</u></p> <p>5 <u>平成31年3月31日までに行われた開示請求にかかる費用負担については、旧条例第22条の規定を適用する。</u></p>		
---	--	--